

令和元年

10月号

濱田会計事務所通信

令和元年 10月1日発行 Vol.26

令和元年 10月1日より、消費税の増税と共に軽減税率制度が開始されました。

ファーストフード店では、持ち帰りであっても店内で食べる場合であっても税込の料金を同じにしているお店や、持ち帰りと店内で食べる場合で料金を別にしてしているお店に分かれているようです。

持ち帰りと店内飲食で料金が別の場合、持ち帰りの方が消費者の負担は当然少なくなりますが、持ち帰りと言って店内で飲食をする人がどれくらい出てくるのでしょうか。

ファーストフード店であれば子供連れの消費者も多くいると思いますが、嘘について税金の負担を免れようとしている人を、子供達が見て悪い影響が出ないようにと切に願います。

<税務/会計トピックス>

キャッシュレス・消費者還元事業について

令和元年 10月1日よりキャッシュレス・消費者還元事業が開始されています。

キャッシュレスとは現金を使わずに対価を支払ったり受け取ったりすることですが、多くの方は既に利用されていることと思います。

キャッシュレス・消費者還元事業とは消費税率引上げ後の9カ月間、対象店舗において登録されたキャッシュレス決済で支払いをすると、ポイント還元を受けられる制度です。

下記マークのある登録加盟店にて、登録されているクレジットカードや電子マネー、スマートフォン等の決済手段でお買い物をすれば5%か2%のポイントが付きます。ポイントは1ポイント=1円として利用できます。

5%のポイント還元を受けられる対象店舗は登録をした中小企業者の店舗、2%のポイント還元を受けられる対象店舗は登録をした中小企業者の店舗で大企業のフランチャイズ加盟店の店舗です。

大手のコンビニエンスストアやハンバーガー店とフランチャイズ契約をしている中小事業者はほとんどが加盟しているのでポイント還元がありますが、そのお店が直営店だとポイント還元が無いという事になります。(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンは直営店分を自己負担することで全店で還元を実施するようです。)

10月1日時点では中小事業者の登録店舗が50万未満で、全対象店舗の4分の1にとどまっていますが、これから増えていくことが予想されます。

経産省は対象店舗や還元率を地図上で検索できるスマートフォン向けアプリを公開しました。特設サイトでも同様のサービスを提供するなど周知に力を入れています。気になった方は下記のホームページをご覧ください。

出典：キャッシュレス・消費者還元事業
URL：<https://cashless.go.jp/>



<相続・贈与のお話>

変額保険の活用

相続に備えて生命保険契約を結ぶ場合に、変額保険を活用するケースがあります。変額保険とは、生命保険のうち死亡保険金額や解約返戻金、満期保険金の額が運用に応じて変動するものをいい、投資信託などの仕組みを取り入れています。そのため通常の保険に比べ投資性の高い保険であるのが特徴です。しかし「保険商品」であるため、死亡保険金額については最低保障である基本保険金額が定められており、相続時には死亡保険金を受け取ることで生命保険金の非課税枠を利用したり、納税資金対策に活用することができるものとなっています。

メリット

- ・死亡保険金の基本保険金額が保障されているので、一般の終身保険と変わらずに納税資金の確保ができる
- ・一般的な保険よりも保険料が比較的割安である
- ・運用実績が良ければ、最低保障額に運用実績をプラスした金額を受け取れる

デメリット

- ・運用実績によっては、有期型の場合の満期保険金や中途解約した場合の解約返戻金が支払った保険料より少なくなる恐れがある

例

基本保険金額 2,000 万円で設定

運用実績プラス 200 万円 : 死亡保険金 2,200 万円

運用実績マイナス 200 万円 : 基本保険金額の 2,000 万円



変額保険はメリットが多いですがリスクも伴いますので、契約内容を十分に理解し、慎重に検討してからの加入が重要です。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

